

令和7年度山梨県サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者基礎研修実施要領

山梨県内の事業所において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての業務に従事しようとする方を対象とした研修です。

1 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的として実施します。

2 実施主体 山梨県（事業委託先：社会福祉法人山梨県障害者福祉協会）

3 研修日時と会場

「相談支援従事者初任者研修」講義（2日間）と「サービス管理責任者等基礎研修」共通講義（1日）及び演習2日間（A、B、C日程のいずれか）の計5日間の受講が必要です。時間はおおむね9時から17時の予定です。

なお、昨年同様「相談支援従事者初任者研修」と「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者基礎研修」の共通講義はそれぞれ分けて開催します。相談支援専門員を目指す方は「相談支援従事者初任者研修」を受講して下さい。

日程や会場は変更になる場合もありますので、受講決定送付の際、詳しくお知らせ致します。

【講義】

区分	講義名	開催日	会場
1日目	相談支援従事者	5月28日（水）	山梨県立文学館講堂
2日目	初任者研修（講義）	5月29日（木）	
3日目	サービス管理責任者等 基礎研修 共通講義	6月6日（金）	

【演習】

区分	講義名	開催日	会場
A日程	サービス管理責任者等 基礎研修 演習	6月18日（水）	ぴゅあ総合大研修室
		6月19日（木）	
B日程	（A、B、C日程のいずれかを受講）	6月27日（金）	青少年センター多目的ホール
		7月1日（火）	ぴゅあ総合大研修室
C日程		7月23日（水）	ぴゅあ総合大研修室
		7月25日（金）	青少年センター多目的ホール

※令和7年度において「相談支援従事者初任者研修」標準カリキュラムの改訂がありましたので、過去に当該研修を受講し、修了証書、受講証明書をお持ちの場合でも、1日目、2日目の講義から受講いただく必要があります。（令和7年度は、1・2日目の「相談支援従事者初任者研修（講義）」の免除はありません）。

※お申込時に希望日程を伺いますが、申込状況によりご希望の日程で受講できない場合があります。あらかじめご承知おきください。

4 カリキュラム

「相談支援従事者初任者研修」標準カリキュラム

【障害児者の地域支援とサービス管理責任者等の役割に関する講義】

- ・ 障害児者支援の目的
- ・ 障害児者支援の基本的視点
- ・ 支援に必要な技術

【障害者総合支援法及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義】

- ・ 障害者総合支援法等の理念・現状並びにサービス提供プロセス及びその他関連する法律等
- ・ 障害者総合支援法等におけるサービス提供の基本

【支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義】

- ・ 支援におけるケアマネジメント手法とそのプロセス
- ・ 支援における家族支援と地域資源の活用への視点

「サービス管理責任者等研修」標準カリキュラム

【サービス管理責任者等の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義】

- ・ サービス提供の基本的な考え方
- ・ サービス提供のプロセス
- ・ サービス等利用計画等と個別支援計画の関係
- ・ サービス提供事業所の利用者主体のアセスメント
- ・ 個別支援計画の作成のポイントと作成手順

【サービス提供プロセスの管理に関する演習】

- ・ 個別支援計画の作成
- ・ 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法

5 受講対象者

山梨県内の指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者として従事しようとするもの、指定障害児入所施設及び障害児通所支援事業所において児童発達支援管理責任者として従事しようとするものであって、令和7年5月28日までに、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有するもの

業 務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援の業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。）	3年
国家資格等による業務に通算3年（児童発達支援管理責任者は5年）以上従事している者による相談支援業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

6 研修受講後の流れについて

- ① 基礎研修の修了者は、実践研修修了者となるまではサービス管理責任者等として従事することはできません。但し、既に事業所にサービス管理責任者等が1名いる場合は、基礎研修修了者は、2人目のサービス管理責任者等として従事することができます。
- ② 基礎研修修了者は実践研修受講前であっても、個別支援計画の原案の作成に係る業務は可能です。
- ③ 本研修修了後5年間に2年以上障害福祉サービス事業所等において「相談支援の業務」又は「直接支援の業務」に従事し、さらに実践研修を修了した後にサービス管理責任者等として従事することが可能になります。

但し以下のア～ウの要件をすべて満たしている場合は、基礎研修修了後、「相談支援の業務」又は「直接支援の業務」に従事した期間が6カ月以上で実践研修が受講できます。

ア 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている。

イ 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

ウ イの業務に従事することについて、各指定権者に届出を行っている。

※（指定権者が山梨県の場合）以下のHPを参考にしてください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/sabikan/tokureitodoke.html>

7 定員 各日程40名程度

定員を超過した場合には各法人における受講についての優先順位を考慮し、受講者を決定します。各法人において複数名の申込をする場合は、受講申込書の優先順位欄に受講についての優先順位を必ずご記入ください。また、個人での申込も出来ませんが、山梨県内の事業所の申込を優先します。受講希望者が多数の場合は、受講者を選定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 申込方法

次の提出書類を郵送先まで送付してください。できるだけ追跡可能な郵便をご利用頂くことをお勧めします。なお、申込の内容等について問い合わせが必要な場合がありますので余裕をもったお申込にご協力下さい。また、申込受付後、研修受講決定者には研修受講決定通知書を郵送いたします。

◇提出書類 受講申込書（別紙1）

実務経験証明書（別紙2）

◇郵送先 〒400-0005

甲府市北新1-2-12 福祉プラザ1F

山梨県障害者福祉協会 須長

◇申込期限 令和7年4月25日（金）必着

9 修了証書の交付

5日間の研修修了者には「相談支援従事者初任者研修」の受講証明書と山梨県知事名の「修了証書」を交付します。

※研修の修了は、日程のすべての講義を受講することを要件とします。欠席や15分以上の遅刻、早退、退席等があると修了証書等の交付はできません。また、居眠りや携帯電話の使用など著しく受講態度が良くない場合、あるいはグループワークの取り組み状況によっては、修了証書等を交付できない場合があります。

10 受講費用 13,500円(税込)

受講決定通知時に払込取扱票等の関係書類を同封致しますので、法人または個人で振込を行ってください。ご自身の都合で受講できなくなった場合、返金には応じられませんのでご了承ください。

11 その他注意事項

- (1) 受講者の氏名および事業所名(住所)は、研修当日の受講者名簿に記載する予定です。また、必要に応じて関係機関に提供する場合がありますがご了承ください。
- (2) 自然災害(台風等)等による急な日程の変更は山梨県障害者福祉協会のホームページ(<http://www.sanshoukyou.net>)にその旨を掲載致しますのでご確認ください。

12 研修に関するお問い合わせ先

山梨県障害者福祉協会

電話 055-252-0100(8時30分~16時)

FAX 055-251-3344

※当協会は月曜日が休業日となっております。

※なお、今後、国の制度改正等が行われた場合、本実施要領の取り扱いに変更等が生じる場合がありますので、御了承ください。